

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。よろしく願いいたします。

ただ今の出席議員数は17人で、定足数に達しております。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

今回、提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。これを会議規則第141条の規定により、請願第14号国に対し「適格請求書保存方式（インボイス制度）の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願 については、総務委員会に付託いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番 南出君、14番 樽井君の2人を指名いたします。

日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（小林 弘君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）おはようございます。また堀内かという話になるんですけど、すいません。

今回のこの事故の件なんですけども、総務部長と議案審議前にいろいろ、個人的にはどんなんやったんよというのを教えていただいとったんで、何となく把握は、浮かべてきたんですけど、議事録上というか、この書面ではやはり分かりにくいというのが正直、第一印象思いました。なってしまったことは仕方ない。100%事故をないようにするという目標設定の下、100%なくなるということは相手もあったり、いろんな環境がある中で致し方ない。努力の部分は敬意というか、承知しております。

ただ、今回の事故の概要は、この5行、6行ぐらいにまとめやなあかんということでは、この文言で、この交差点がどっち向きやったかということ、ほんで何台目の信号待ちやったのかどうかとか、あと、前方車が発進したと錯覚してって、この人ちょっと大丈夫なんかなって、錯覚という言葉にそんなふうに思いました。あと、とっさに気づいてブレーキ、これはよそ見しとってもとっさにブレーキ、ここだけは理解できるんです。時既に遅しで追突してしまったのかなという、こういうふうな流れやと僕は思うんですけど、ちょっと踏み込んでその辺、今聞いた二つ、三つのことだけ、錯覚、交差点何台目の車か、信号待ちやったんか、この辺を詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今のおただしですが、まず錯覚っていいのですが、やはり

人間誰しも目で見たところがそのまま入ってくる。動いていないのに動いたと見える。たまたまその運転されていた方がそのように感じたというような状況以外、申し訳ないですけども説明することができない状況でございます。

それから交差点につきましては、ここで書いてありますとおり、城山台一丁目の1番7号地交差点というところ、T字路になっているところになるんですが、そちらのところ、順番としましては2台目、つまり前の車が信号待ちをしておいて、すぐ後ろというふうに聞いております。

以上です。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）なってしまったことで、これ以上聞くことではないですけども、やはりこの辺が分からない。今聞いたらもう一つ分かればよかったのが、2台目の信号待ちやったら、前の車がトラックやったら信号は見えればわかるけど、同等の車とか普通車やったら信号は見えるんじゃないかな、2台目やったら。ほんなら前の車が発進したと錯覚しなくても、青か赤かで自分が発進するのかわかるというのは、前が進まなくて、市の車はクラクションを鳴らして「はよ行けよ」としたら駄目ですよ。そういうことは駄目ですけど、一般とか暴走行為をする人やったら、前が行けへんだったら教えてあげるためにもクラクションとかする可能性があると思うんです。逆のパターンはあっても、信号を見て確認して、ほんで前の車が発進したと錯覚というのが、この錯覚という表現、そっちは多分文章が短いからこういうふうな表現しかなかったのかなと思うんで、こういったことも踏まえて分かりやすく、専決処分なんで承認するんですけど、結局はその辺が、額が何千万、1億となったらちょっと待てよってな

るんですけど、どんな事故やったとか、死亡事故とかになったら大きな話になるんですけど、物損で相手が後ろから追突したことで、もしどっか背中を傷めたとかそんなことやったら、その辺は市の公用車で市民に事故を負わせてしまったということは、担当として、市としておわびして、これから円満にまたいくべきやと思うんですけど。

この辺が道路交通法の観点からも、常識の観点からも、今、高齢化してきて免許を返していこうとか、高齢者の人たちは免許を継続するのに試験みたいな、次、渡してよいものかとか、そういうふうな国の傾向とか動向がある中で、この方の年齢とか課とか部とか、僕は分かりません。男性か女性かも分かりませんが、致し方ない事故と不注意の事故というのは色づけできると思うんで、やはり車の運転に対してとか、もうちょっと考えてほしいなと思ったんで、その点だけよろしくお願いします。

その信号を見てあるのか否かというのだけ、答弁だけください。見えとるはずちゃうのということだけ。前の車が何やったかでも結構ですわ。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）前の車は、ホンダのフリードという車でございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

2番 堀内君。

○2番（堀内憲一君）事故したドライバーに対して、どういった指導とどういった対策をしたのか教えていただきたいです。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）今回承認案件に上がっております事案も含めまして、事故はやはり年間数件ございます。年々減ってきておるといのが現状なんではございますが。事故を起こした者に対しては、当然、所属長か

らの指導は徹底してもらうことにはなっておりますが、事故審査委員会というのがございまして、その事故審査委員会の中で説明を受けて、全体に対して審査委員会のほうから指導するというような対策も取っております。

また、全体研修会というのもやっております、令和元年度で一旦全職員を対象に、事故を起こしている起こしていないにかかわらず研修しておったんですが、コロナの関係もございまして、集まるというのをしばらく様子見しておったところです。この全体研修会につきましても来月予定しておりますので、こういった形で周知徹底、事故に対する指導というのはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）事故は車を使っていたら起こるものやし、好きでこのんで起こしている人はいないので、そのことに関して不注意の部分はとがめることはあったとしても、それは仕方がない。僕も車を扱う仕事をしていきますので、軽微な事故とかはよくあることなんで、その都度、運転手等にそれを指導していくしかないというのはもちろんそうなんですけども、ただ、行政として事故の検証というか、起こった検証というのはしているんですか。議会からもずっと言われていたんですけど、ドライブレコーダーとかついているでしょう。だから、検証しているんですか、それは。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、ドライブレコーダーはついております。それから検証に関してなんですけれども、全体の検証は事故審査委員会での話というような形になってはおりますが、その中でヒヤリハットとして

起こったような事例等は、基本ドライブレコーダーについては、ずっと撮っては消え撮っては消えというような形で流れているんですが、事故が起こった分に関しては議会での承認等が終われば消えていく形にはなるんですが、事例として必要なものというものは取っております、それらを通じて研修に使っていくというような形で対応しております。

○議長（小林 弘君）18番 岡君。

○18番（岡 弘悟君）ドライブレコーダーは画像が消えていくんで、事故があつてすぐにSDカードを抜かんとなかなか残らんとは思うんやけども、その辺も周知徹底して、事故があつたらドライブレコーダーのSDカードを抜いて事故の記録が消えないような指導とか、そういうのもしてもらわないと、後から見返すときに、もしドライブレコーダーが作動してないとかいうのもあるんでしょう。そんなときは困るんで、だから、SDカードとかの事故があつたときに上書きされないような、そういう周知徹底もしていただけたらいいと思うんで、これは要望なんで、よろしく願いいたします。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について(和解及び損害賠償の額を定めることについて) を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ご異議がありませんので、本件は承認することに決しました。

日程第3 認定第1号 令和3年度橋本市 一般会計決算の認定について

○議長(小林 弘君)日程第3 認定第1号 令和3年度橋本市一般会計決算の認定について を議題といたします。

便宜、事項別明細書により、歳出から款別に質疑を行います。決算書の86ページをお開きください。

まず、1款議会費、86ページから89ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、1款を終わります。

次に、2款総務費、88ページから131ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)質疑がありませんので、2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、130ページから189ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、3款、4款を終わります。

次に、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、188ページから221ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、5款から7款を終わります。

次に、8款土木費、9款消防費、220ページから251ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、8款、9款を終わります。

次に、10款教育費、250ページから299ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、10款を終わります。

次に、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、298ページから303ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。20ページをお開きください。

1款市税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、20ページから25ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、1款から5款を終わります。

次に、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金、9款自動車税環境性能割交付金、10款地方特例交付金、11款地方交付税、24ページから27ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)ありませんので、6款から11款を終わります。

次に、12款交通安全対策特別交付金、13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料、15款国庫支出金、16款県支出金、17款財産収

入、26ページから59ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、12款から17款を終わります。

次に、18款寄附金、19款繰入金、20款繰越金、21款諸収入、22款市債、58ページから83ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、歳入を終わります。

それでは、一般会計決算書全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております認定第1号については、8人の委員をもって構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、認定第1号については、8人の委員をもって構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

令和3年度決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、2番 垣内君、5番 板橋君、6番 辻本君、7番 阪本君、9番 石橋君、12番 堀内君、15番 中本君、16番 田中君、以上8人を指名いたします。

日程第4 認定第2号 令和3年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について

から、日程第15 認定第13号 令和3年度橋本市病院事業会計決算の認定についての12件

○議長（小林 弘君）日程第4 認定第2号 令和3年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について から、日程第15 認定第13号 令和3年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの12件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

まず、認定第2号 令和3年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第3号 令和3年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第4号 令和3年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、次に、認定第5号 令和3年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第6号 令和3年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第7号 令和3年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第8号 令和3年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第9号 令和3年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第10号 令和3年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第11号 令和3年度橋本市水道事業会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、認定第12号 令和3年度橋本市下水道事業会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、次に、

認定第13号 令和3年度橋本市病院事業会計決算の認定について 質疑を行います。全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております認定第2号から認定第13号までの12件については、令和3年度決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、認定第2号から認定第13号までの12件については、令和3年度決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。